

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	不育症検査費用助成の決定		
根拠法令及び条項	那覇市不育症検査費用助成事業実施要綱第2条及び第3条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市不育症検査費用助成事業実施要綱 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和3年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(30日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和3年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 地域保健課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(助成の対象者)

第2条 不育症検査費の助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 那覇市に住民登録している者。
- (2) 既往流死産回数が2回以上の者。
- (3) 令和3年4月1日以降に第3条第1項の規定に該当する検査を受検した者。

(助成の対象となる検査及び助成額)

第3条 助成対象検査は以下の検査(流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査)であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施する検査(保険適用されている不育症に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。)を対象とする。

- (1) 流産検体を用いた染色体検査(ただし、令和4年4月1日以降は保険適用となっていることから、同日以降に実施した検査を除く。)
- (2) 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)